

通知カードと 個人番号カード

マイナンバー制度で利用する2種類のカードをご紹介します。

■通知カード

10月から住民票のある全ての方に「簡易書留」(転送不要)で届くマイナンバーを通知するカードです。



①通知カードイメージ(紙製)

マイナンバーは生涯を通じて利用する番号になるので、大切に保管してください。

※身分証明書としての利用はできません。

※住民基本台帳カードは、平成28年1月以降発行しません。現在のカードは、有効期限内は利用できます。

■個人番号カード

希望者が通知カード受領後、申請すると交付される、身分証明書や今後さまざまなサービスに利用できる顔写真付きのICカードです。カードにはプライバシー性の高い個人情報には記録されません。



①個人番号カードイメージ(プラスチック製)

成り済まし防止のため、マイナンバーが必要な場面ではマイナンバーの確認と本人確認を行います

- 個人番号カードを持っていない場合～通知カード+本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)が必要です。
- 個人番号カードを持っている場合～個人番号カード1枚で大丈夫です。

個人番号カードの申請方法

通知カードに同封の「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」(以下個人番号カード交付申請書)の記載事項を確認の上、次のいずれかの方法で申請を行います。

- ①郵送～署名または記名押印し、顔写真を貼り同封の返信用封筒で郵送
- ②スマートフォンなど～QRコードを読み取り、専用サイトから申請(パソコンからの申請も可)
- ③市の窓口～通知カード、身分証明書(運転免許証など)、個人番号カード交付申請書(署名または記名押印し、顔写真を貼り付けたもの)を提出 ※窓口では顔写真撮影は行いません。

受け取りについて

郵送・スマートフォンなどで申請の方

交付通知書が届いたら、通知カード、交付通知書、身分証明書(運転免許証など)を持参し、市役所で個人番号カードを受け取ります。

市の窓口で申請された方

市から個人番号カードを本人限定受取郵便で直接郵送します。

▼個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

表	裏
<p>切りはなす</p> <p>記載内容の確認</p> <p>スマートフォンで申請する場合、QRコードを読み取る</p>	<p>顔写真を貼付</p> <p>申請日を記入の上、署名または記名押印</p>

●個人番号カードの申請特設窓口

市では、11月から平成28年5月末まで個人番号カードの申請特設窓口を設置します。次の各窓口で申請ができます。

	場所	開設日	開設時間
11月～12月28日	市役所2階特設窓口	平日	8時45分～17時15分
	勇払・のぞみ出張所		
	各証明取扱所(豊川・住吉・沼ノ端・駅前)		9時～17時
平成28年1月4日～5月末	市役所2階特設窓口	平日	8時45分～17時15分
	のぞみ出張所	土曜日	
	勇払出張所	平日	

※上記期間以外は、市役所1階住民課、勇払・のぞみ出張所で申請できます(平日のみ)

個人番号カードの申請や通知カードの送付に関するお問い合わせは

専用ダイヤル 0570(00)5501
(市役所ナビダイヤル)
受付時間 8時45分～17時15分
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。